

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十六号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則
附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中

「公の施設指定管理者選定審査会の委員
公の施設指定管理者運営評価委員会の委員
西の京県有地活用整備事業者選定審査委員会の委員

を「公の施設指定管理
会の委員

者運営評価委員

に、

「税制調査会の委員
がんばる市町村応援表彰選考委員会の委員

を「税制調査会の

委員

に、

「地価調査委員会の委員
産学官連携共同研究開発費補助金審査委員会の委員
再生可能エネルギー等導入推進事業評価委員会の委員

を「地価調査

委員会の委員

に、

「文化芸術振興奨学生選考委員会の委員
記紀・万葉県民活動支援補助金審査委員会の委員
持続的観光力パワーアップ補助金

を「文化
委員

選定審査会の委員

芸術振興奨学生選考委員会の

に、

「福祉・介護人材確保協議会の委員

を

福祉・介護人材確保協議会の委員
社会福祉総合センター指定管理者
選定審査会の委員

に、

「国民健康保険審査会の委員

を

「国民健康保険審査会の委員

国民健康保険運営協議会の委員

に、

「奈良県立社会体育施設ネーミング
ライツ選定審査会の委員

を

「奈良県立社会体育施設ネーミング
ライツ選定審査会の委員
奈良県立橿原公苑指定管理者選定
審査会の委員

に、

「高付加価値獲得支援補助金事業
価委員会の委員
国内販路拡大支援事業出展者選
委員会の委員
海外販路拡大支援事業出展者選
委員会の委員

評 定 定

を

「高付加価値獲得支援補助金事業評
価委員会の委員

に、

「エリアマネジメント推進事業

者等選定委員会の委員」を「第二浄化センタースポーツ広場指定管理者選定審査会の委

員」に、

「飛鳥宮跡活用検討委員会の委員

を

「飛鳥宮跡活用検討委員会の委
大洲池公園指定管理者選定審

の
委員

査
員
査
会
に
改
め
る
。

附
則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。